

国語課題検討小委員会の審議状況について（経過報告）

今期の国語課題検討小委員会では、前期の「国語分科会で今後取り組むべき課題について（問題点整理小委員会における「意見のまとめ）」【別紙1参照】において、「今後、具体的な検討が必要と考えられる課題」とされた課題について、逐次、国語施策として取り組む必要があるか否かという観点から検討を行ってきた。

現時点においては、「公用文作成の要領」の見直しについて、「常用漢字表の手当てについて」「言葉遣いについて」「コミュニケーションの在り方について」の検討を進めているところである。

以下に、国語課題検討小委員会の審議状況について、前期のまとめで指摘された順に従って、現時点までの審議の経過を報告する。

1 「公用文作成の要領」の見直しについて

(1) 審議の結果

「公用文作成の要領」の見直しを行う必要がある。その際、特定の項目だけを見直すのではなく、全項目にわたって見直し、更に新たに必要な項目があれば追加した上で、必要な修正等を加えることとする。また、現行の要領と同様、国の行政機関の職員を対象とした性格のものと位置付けることとする。

ただし、要領が国の行政機関の職員を対象とするものであり、全省庁に関連するものでもあることから、具体的な検討の進め方については、今後、改めて検討する必要がある。

(2) 見直しの観点

- ① 既の実態に合わなくなっている部分の改定（用語・用字等）
- ② 近年の社会的な変化を踏まえた改定（情報機器の普及等）
- ③ これまで以上に分かりやすい公用文が必要とされる理由の明確化
- ④ より使いやすい「公用文作成の要領」に改定する。例えば、公用文作成における基本的な考え方を整理するとともに、具体的な用例を多く示し、構成の見直しなども検討【別紙2参照】

2 常用漢字表の手当てについて

課題1：「常用漢字表」の定期的な検証

(1) 審議の結果

今後、国語分科会で取り組むべき課題とする方向で考える。ただし、「定期的な検証」の「定期」の期間をどう考えるか、具体的には「5年」なのか、「10年」なのかなどについては、更に検討する必要がある。また、常用漢字表を頻繁に改定することは社会的な混乱を招くことから、改定の時期については、調査をしつつ慎重に判断していく必要がある。

(2) 見直しの観点

- ① 漢字使用の実態等を把握するための調査の実施。特に新規に常用漢字表に入った漢字の普及状況を把握するための調査の実施
- ② 検証のための「検証委員会（仮称）」などの設置方法

課題2：「異字同訓」の漢字の用法」「同音の漢字による書きかえ」の見直し

(1) 審議の結果

今後、国語分科会で取り組むべき課題とする方向で考える。ただし、どの範囲の同訓字について示すかは更に検討する必要がある。具体的には、使い分けの明確なものだけに限るのか、常用漢字表内にある全ての同訓字を対象とするのかである。また、「同音の漢字による書きかえ」については、現在の表記実態を踏まえて、どのような方針で見直すか検討する必要がある。

(2) 見直しの観点

- ① 「異字同訓」の漢字の用法（国語審議会漢字部会作成、第80回国語審議会総会（昭和47.6.28）の参考資料として配布）の扱い
- ② 「異字同訓」の漢字の用法例（追加字種・追加音訓関連）（文化審議会答申「改定常用漢字表」（平成22.6.7）の「参考」）の扱い
- ③ 「同音の漢字による書きかえ」（国語審議会（昭和31.7.5）で報告）との関係。特に作成時点で表外漢字であった10字（昭和56年常用漢字表：磨，妄，平成22年常用漢字表：闇，臆，潰，毀，窟，腎，汎，哺）の扱い

課題3：「手書き文字字形」と「印刷文字字形」に関する指針の作成

(1) 審議の結果

今後、国語分科会で取り組むべき課題とする方向で考える。ただし、常用漢字の全てを対象とするのか、特に注意が必要と判断される常用漢字に限るのかについては、更に検討する必要がある。

後者の立場を採った場合、常用漢字表の「(付) 字体についての解説」の「第2 明朝体と筆写の楷書との関係について」で既に示されているという考え方も取り得る。その場合には、「第2 明朝体と筆写の楷書との関係について」の趣旨を社会全体に普及していくための方策等を主に検討していくこととなる可能性もある。

(2) 見直しの観点

- ① 常用漢字表の「明朝体と筆写の楷書との関係について」との関係
- ② 社会生活で具体的に生じている問題（例：銀行などの窓口で、「鈴」のつくりの「令」を明朝体の字形どおり書くよう要求されるなど）の扱い
- ③ 学校教育における漢字指導との関係

3 言葉遣い・コミュニケーションの在り方について

課題1：「言葉遣いについての指針」の作成

(1) 審議の結果

今後、国語分科会で取り組むべき課題とする方向で考える。ただし、どのような指針として示すのかについては、更に検討する必要がある。検討に当たっては「ことばシリーズ(※)」のようなイメージで、規範を示すというよりは、言葉や言葉遣いに関わる問題について興味や関心を持ってもらえるような内容（問答形式とするなど）を工夫していくこととする。

※ 文化庁が昭和48年度から作成し、全国の学校や、社会教育機関等に広く配布してきた冊子で、解説編と問答編がある。平成6年度からは「新ことばシリーズ」に移行し、平成11年度から平成20年度までは国立国語研究所が作成。

(2) 見直しの観点

- ① 言葉遣いについての基本的な考え方を示す
- ② 文化審議会答申「敬語の指針」との関係
- ③ 文化庁「国語に関する世論調査」との関係

課題2：「緊急時における言葉遣いの在り方」について

(1) 審議の結果

各分野において既に改善のための取組が行われていることなどから、国語分科会で取り組むべき課題とはしない。

課題3：「メールにおける言葉遣いの在り方」について

(1) 審議の結果

「メールにおける言葉遣い」については、基本的に、個人的な問題という要素が強いことなどから、国語分科会で取り組むべき課題とはしない。

課題4：「情報化・国際化とコミュニケーションの在り方」について

4-1 情報化とコミュニケーション能力の在り方について

(1) 審議の結果

情報機器の普及によって、「対面コミュニケーション」の機会が減っていること、今後、更にその傾向が強くなることが予想される中で、それに対応した「コミュニケーション能力の在り方」について、基本的な考え方をまとめられるかということであるが、この課題だけを単独の課題として扱うよりは、コミュニケーションの問題全般の中に位置付けて考えていくべき課題であると判断する。したがって、この課題については、課題5と合わせて考えていくべき課題として扱うこととする。

4-2 国際化とコミュニケーション能力の在り方について

(1) 審議の結果

主たる検討対象が「外国人とのコミュニケーションの問題」となることなどから、上記4-1と同様、コミュニケーションの問題全般の中に位置付けて、課題5と合わせて考えていくべき課題として扱うこととする。

課題5：「今後求められるコミュニケーション能力」について

(1) 審議の結果

今後、国語分科会で取り組むべき課題とする方向で考える。ただし、具体的には、どのようなコミュニケーション能力が社会で求められているのかを明らかにできるような調査が必要である。また、コミュニケーション能力を高めていくための方法として、テクニックを身に付けるためのトレーニングなどに偏重した内容にならないような配慮も必要である。

(2) 見直しの観点

- ① コミュニケーション能力をどのような能力と捉えるのかの整理
- ② 現在の社会で求められているコミュニケーション能力の分析
- ③ コミュニケーション能力のうち、特に「人間関係を形成していく側面」と「論理的に伝え合っていく側面」との関係
- ④ 情報化・国際化の進展に伴う課題との関係
- ⑤ 学校教育における「コミュニケーション教育」との関係

国語分科会で今後取り組むべき課題について (問題点整理小委員会における「意見のまとめ」)

[概要]

今期の国語分科会問題点整理小委員会は、現代の国語をめぐる諸問題について、すなわち現在、社会の各分野で国語についてどのようなことが問題とされているのか、その問題点を広く洗い出し、問題の所在を明らかにするとともに、今後、国語施策の上で、それらにどのように対応していけばよいかを検討・整理することを課題として、検討。検討結果の概要は以下のとおり。

第1 今期の議論について

1 今期の議論の焦点

東日本大震災によって、言葉の使い方が、緊急時においては命に関わるほどの重要性を持つことを改めて確認。あわせて、「いかに分かりやすく言葉を使うか」が大事であると再認識。今期の議論では、国語についての種々の問題点を「分かりやすさ」という観点から整理。

2 国語施策の基本的な立場

現行の国語施策は、公共性の高い分野を対象に適用され、各種専門分野や個人にまで及ぶものではなく、その運用も柔軟な対応ができるものとされている。また、これまでの答申は「国語力答申」型（＝言葉や言葉の使い方に関する基本的な考え方）、「敬語の指針」型（＝言葉の使い方に関する具体的な指針）、「常用漢字表」型（＝一般社会における表記の目安・よりどころ）に類型化できる。

第2 今後、具体的な検討が必要と考えられる課題

1 「公用文作成の要領」の見直しについて

現行「公用文作成の要領」は、昭和26年に国語審議会が作成して以来、既に60年以上経過しており、実態と懸け離れた内容が散見。そこで、見直す必要があるかどうか、仮に見直す場合は、現行の要領の範囲で見直すのか、句読点の使い方や異字同訓の漢字の使い分けなどを入れ込むのか、法令に関する部分を外すのかなど、更に検討する必要がある。

2 「常用漢字表」の手当てについて

常用漢字表そのものの問題と、常用漢字表をより有効に使うための問題の二面について更に検討する必要がある。前者は、常用漢字表の定期的な見直しのための仕組みをどう考えるか、後者は、常用漢字表の中にある異字同訓の漢字（例えば、おそれる：恐⇄畏）の使い分けや、字体に関わる考え方などを示すかどうか、である。

3 言葉遣いについて

言葉遣いについては、次の3点に関して、更に検討する必要がある。①一般の人の参考になるような指針の作成について、②「誰にも伝わる分かりやすさ」という観点から見た緊急時の言葉遣いについて、③情報機器で使用されるメールの言葉遣いについて、である。

4 コミュニケーションの在り方について

情報化や国際化などの変化との関係から、求められるコミュニケーション能力を明らかにしていく必要がある。対面コミュニケーション場面で相手との人間関係を作り上げながら、コミュニケーションを取れる能力については特に考慮する必要がある。また、現在、コミュニケーション能力について多様な捉え方があるが、その捉え方を整理して示す必要があるのではないか。

5 その他

上記以外の課題として、日本語の国際的な普及をどう考えていくのか、外来語や外国の地名・人名の語形の安定についてどう考えるのか、句読点の使い方を示すことについてどう考えるのか、など。

「公用文の作成に関するアンケート」の結果について

趣 旨 文化審議会国語分科会が取りまとめた「国語分科会で今後取り組むべき課題について（問題点整理小委員会における「意見のまとめ）」（平成24年1月）において、今後、具体的な検討が必要と考えられる課題の一つとして「公用文作成の要領」の見直しを取り上げられたことを受けて、日常業務として公用文作成に携わる官公庁の職員に対し、現行「公用文作成の要領」をどのように利用しているのか、また、「公用文作成の要領」の見直しについてどのような考えを持っているのか、等を調査し、国語分科会における審議の参考に供することを目的とする。

依 頼 先

- ・各府省庁等文書担当部署（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、会計検査院、衆議院、参議院、国立国会図書館の23府省庁等）
- ・都道府県及び政令指定都市文書担当部署（47都道府県、20政令指定都市（付参照））
- ・その他の市区町村文書担当部署（全国95市区町村（付参照））

（文書担当部署における担当者としての立場からの回答を求めたものである。）

調査時期 平成24年4～5月

回収結果	各府省庁等	23 / 23	(100.0%)
	都道府県及び政令指定都市	67 / 67	(100.0%)
	その他の市区町村	95 / 95	(100.0%)
	総回収アンケート数	185	(100.0%)

調査結果の概要

（以下は、全回答者を100%として算出し、小数点第2位を四捨五入した数値であるため、百分比の合計が100%にならない場合がある。）

I 「公用文作成の要領」に関わることについて

問1 公用文を作成する上で、「公用文作成の要領」を参照していますか。

	(ア) 参照している	(イ) 参照していない
各府省（23）	15（65.2%）	8（34.8%）
都道府県・政令市（67）	35（52.2%）	32（47.8%）
その他の市区町村（95）	46（48.4%）	49（51.6%）
合計（185）	96（51.9%）	89（48.1%）

付問1（「(ア) 参照している」と答えた人（合計96）に）

参照しているのは、主にどの部分ですか。以下から、一つお選びください。

	(ア) 主として「第1用語用字について」の部分	(イ) 主として「第2文体について」の部分	(ウ) 主として「第3書き方について」の部分	(エ) 必要に応じて参照しているので、特定できない
各府省（15）	4（26.7%）	1（6.7%）	1（6.7%）	9（60.0%）
都道府県・政令市（35）	4（11.4%）	0（—）	0（—）	31（88.6%）
その他の市区町村（46）	6（13.0%）	0（—）	1（2.2%）	39（84.8%）
合計（96）	14（14.6%）	1（1.0%）	2（2.1%）	79（82.3%）

付問2（「(イ) 参照していない」と答えた人（合計89）に）
参照していないのはなぜですか。以下から、一つお選びください。

	(ア) 現在の実態とは合っていない部分が多いから	(イ) 参考になるような部分がほとんどないから	(ウ) そのようなものがあることを知らなかったから	(エ) ほかに参照しているものがあるから
各府省（8）	0（—）	1（12.5%）	3（37.5%）	4（50.0%）
都道府県・政令市(32)	2（6.3%）	0（—）	3（9.4%）	27（84.4%）
その他の市区町村(49)	5（10.2%）	3（6.1%）	19（38.8%）	22（44.9%）
合計（89）	7（7.9%）	4（4.5%）	25（28.1%）	53（59.6%）

問2 公用文を作成する上で参考とする、「公用文作成の要領」のような部内用の手引を独自に作成していますか。

	(ア) 作成している	(イ) 作成していない
各府省（23）	8（34.8%）	15（65.2%）
都道府県・政令市(67)	65（97.0%）	2（3.0%）
その他の市区町村(95)	48（52.9%）	47（47.1%）
合計（185）	121（65.4%）	64（34.6%）

付問1（「(ア) 作成している」と答えた人に）

その部内用の手引を作成する上で、参考とした資料は何ですか。お答えください。参考とした資料がない場合は、「ない」とお書きください。

- 国語に関する内閣告示・訓令
 - 常用漢字表（平成22年内閣告示）
 - 公用文における漢字使用等について（平成22年内閣訓令）
 - 現代仮名遣い（昭和61年内閣告示・訓令）
 - 送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示・訓令）
 - 外来語の表記（平成3年内閣告示・訓令）
 - ローマ字のつづり方（昭和29年内閣告示・訓令）
- 公用文に関する通知
 - 公用文作成の要領（昭和27年内閣官房長官依命通知）
- 法令に関する通知
 - 法令における漢字使用等について（平成22年11月30日内閣法制局通知）
- 各府省の文書事務手引
 - 公文書の書式と文例（文部科学省）
 - △△省文書事務手引
- 他の地方公共団体の文書事務手引
 - △△県文書事務手引
 - △△市文書事務手引
- 各種一般刊行物
 - 文化庁 新訂公用文の書き表し方の基準（資料集）（第一法規）
 - 法令用語の常識（日本評論社）
 - ワークブック法制執務（ぎょうせい）
 - 現行の国語表記の基準（ぎょうせい）
 - 公用文例百科（東京法令出版）
 - シリーズ市町村の実務と課題（ぎょうせい）
 - 常用漢字表による公用文作成の手引（第一法規）
 - 文書実務（学陽書房）
 - 地方公共団体の公用文の作成要領（学陽書房）
 - 起案例文集（ぎょうせい）

公文書の作り方（日本経営協会）
 起案のための模範公用文例集（公人社）
 現代地方自治全集6条例と規則（ぎょうせい）
 法令類似用語辞典（ぎょうせい）
 法令用語辞典（学陽書房）
 分かりやすい公用文の書き方（ぎょうせい）
 外来語・役所ことば言い換え帳（ぎょうせい）
 新文書事務入門（ぎょうせい）

付問2A（「(イ) 作成していない」と答えた人（合計64）に）
 今後、作成しようという予定がありますか。以下から、一つお選びください。

	(ア) 現在作成中 である	(イ) 作成予定が ある	(ウ) 作成するかど うか検討中であ る	(エ) 作成する予 定はない
各府省（15）	0（—）	0（—）	2（13.3%）	13（86.7%）
都道府県・政令市（2）	0（—）	0（—）	1（50.0%）	1（50.0%）
その他の市区町村（47）	0（—）	0（—）	9（19.1%）	38（80.9%）
合計（64）	0（—）	0（—）	12（18.8%）	52（81.3%）

付問2B（「(イ) 作成していない」と答えた人に）

部内用の手引がないということですが、ほかに公用文を作成する上で参照している資料があれば、お答えください。その際、「公用文作成の要領」を直接参照している場合は「公用文作成の要領」と、また、参照している資料がない場合は「ない」と、お書きください。

○国語に関する内閣告示・訓令

常用漢字表（平成22年内閣告示）
 公用文における漢字使用等について（平成22年内閣訓令）
 現代仮名遣い（昭和61年内閣告示・訓令）
 送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示・訓令）
 外来語の表記（平成3年内閣告示・訓令）
 ローマ字のつづり方（昭和29年内閣告示・訓令）

○公用文に関する通知

公用文作成の要領（昭和27年内閣官房長官依命通知）

○法令に関する通知

法令における漢字使用等について（平成22年11月30日内閣法制局通知）

○各府省の文書事務手引

△△省文書事務手引

○他の地方公共団体の文書事務手引

△△県文書事務手引

△△市文書事務手引

○各種一般刊行物

起案例文集（ぎょうせい）
 最新公用文用字用語例集（ぎょうせい）
 分かりやすい公用文の書き方（ぎょうせい）

問3 公用文の作成に当たって参考とする、「用字用語例」や「送り仮名用例集」などを作成していますか。

	(ア) 作成している	(イ) 作成していない
各府省 (23)	8 (34.8%)	15 (65.2%)
都道府県・政令市(67)	50 (74.6%)	17 (25.4%)
その他の市区町村(95)	27 (28.4%)	68 (71.6%)
合計 (185)	85 (45.9%)	100 (54.1%)

付問1 A (「(ア) 作成している」と答えた人 (合計85) に)

作成しているものは、次のうちどのようなものですか。以下から、幾つでもお選びください。

	(ア) 語の書き表し方を定めた「用字用語例」	(イ) 送り仮名の付け方を定めた「送り仮名用例集」	(ウ) 同訓語 (例えば、「超える」と「越える」) の「書き分け例」	(エ) その他
各府省 (8)	6 (75.0%)	5 (62.5%)	4 (50.0%)	2 (25.0%)
都道府県・政令市(50)	39 (78.0%)	41 (82.0%)	16 (32.0%)	14 (28.0%)
その他の市区町村(27)	17 (63.0%)	15 (55.6%)	8 (29.6%)	8 (29.6%)
合計 (85)	62 (72.9%)	61 (71.8%)	28 (32.9%)	24 (28.2%)

付問1 B (「(ア) 作成している」と答えた人に)

上記付問1 Aで作成しているとお答えになったものについて、作成するときに参考とした資料は何ですか。ある場合はそれぞれについて、お答えください。参考とした資料がない場合は、「ない」とお書きください。

ア 用字用語例

○ 国語に関する内閣告示・訓令

- 常用漢字表 (平成22年内閣告示)
- 公用文における漢字使用等について (平成22年内閣訓令)
- 現代仮名遣い (昭和61年内閣告示・訓令)
- 送り仮名の付け方 (昭和48年内閣告示・訓令)
- 外来語の表記 (平成3年内閣告示・訓令)

○ 公用文に関する通知

- 公用文作成の要領 (昭和27年内閣官房長官依命通知)

○ 法令に関する通知

- 法令における漢字使用等について (平成22年11月30日内閣法制局通知)
- 法令データ提供システム (総務省 e-Gov)

○ 国語審議会答申等

- 国際社会に対応する日本語の在り方 (平成12年国語審議会答申)

○ 各府省の文書事務手引

- 公文書の書式と文例 (文部科学省)
- △△省文書事務手引

○ 他の地方公共団体の文書事務手引

- △△県文書事務手引
- △△市文書事務手引

○ 各種一般刊行物

- 文化庁 新訂公用文の書き表し方の基準(資料集) (第一法規)
- 最新公用文用字用語例集 (ぎょうせい)
- 公用文用字用語の要点 (新日本法規出版)
- 公用文用字用語辞典 (新日本法規出版)
- 常用漢字表による公用文作成の手引 (第一法規)
- 新自治用語辞典 (ぎょうせい)
- 用字用語新表記辞典 (第一法規)
- 地方公共団体の公用文の作成要領 (学陽書房)

起案例文集（ぎょうせい）
公文書の作り方（日本経営協会）
公用文例百科（東京法令出版）
起案のための模範公用文例集（公人社）
現代地方自治全集6条例と規則（ぎょうせい）
法令用語の常識（日本評論社）
法令類似用語辞典（ぎょうせい）
法令用語辞典（学陽書房）
いわゆる「お役所言葉」改善の手引（ぎょうせい）
文書実務（学陽書房）

イ 送り仮名用例集

- 国語に関する内閣告示・訓令
 - 常用漢字表（平成22年内閣告示）
 - 公用文における漢字使用等について（平成22年内閣訓令）
 - 現代仮名遣い（昭和61年内閣告示・訓令）
 - 送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示・訓令）
- 公用文に関する通知
 - 公用文作成の要領（昭和27年内閣官房長官依命通知）
- 法令に関する通知
 - 法令における漢字使用等について（平成22年11月30日内閣法制局通知）
- 各府省の文書事務手引
 - 公文書の書式と文例（公用文送り仮名用例集）（文部科学省）
 - △△省文書事務手引
- 他の地方公共団体の文書事務手引
 - △△県文書事務手引
 - △△市文書事務手引
- 各種一般刊行物
 - 文化庁 新訂公用文の書き表し方の基準（資料集）（第一法規）
 - 最新公用文用字用語例集（ぎょうせい）
 - 分かりやすい公用文の書き方（ぎょうせい）
 - いわゆる「お役所言葉」改善の手引（ぎょうせい）
 - 法令用語辞典（学陽書房）

ウ 同訓語の書き分け例

- 国語に関する内閣告示・訓令
 - 常用漢字表（平成22年内閣告示）
 - 公用文における漢字使用等について（平成22年内閣訓令）
- 公用文に関する通知
 - 公用文作成の要領（昭和27年内閣官房長官依命通知）
- 法令に関する通知
 - 公文書の書式と文例（文部科学省）
- 国語審議会答申等
 - 「異字同訓」の漢字の用法（昭和47年国語審議会漢字部会資料）
- 他の地方公共団体の文書事務手引
 - △△県文書事務手引
 - △△市文書事務手引
- 各種一般刊行物
 - 文化庁 新訂公用文の書き表し方の基準（資料集）（第一法規）
 - 最新公用文用字用語例集（ぎょうせい）
 - 分かりやすい公用文の書き方（ぎょうせい）
 - いわゆる「お役所言葉」改善の手引（ぎょうせい）

エ その他

国際社会に対応する日本語の在り方（平成12年国語審議会答申）
ことばシリーズ（言葉に関する問答集）（文化庁）
国立国語研究所 外来語言い換え手引き（ぎょうせい）
法制執務詳解（ぎょうせい）

付問2A（「(イ) 作成していない」と答えた人（合計100）に）
 今後、作成しようという予定がありますか。以下から、一つお選びください。

	(ア) 現在, 作成 中である	(イ) 作成する 予定がある	(ウ) 作成する かどうか検 討中である	(エ) 作成する予定 はない
各府省 (15)	0 (—)	0 (—)	1 (6.7%)	14 (93.3%)
都道府県・政令市(17)	0 (—)	0 (—)	1 (5.9%)	16 (94.1%)
その他の市区町村(68)	0 (—)	1 (1.5%)	7 (10.3%)	60 (88.2%)
合計 (100)	0 (—)	1 (1.0%)	9 (9.0%)	90 (90.0%)

付問2B（「(イ) 作成していない」と答えた人に）
 以下について、ほかに参照している資料があれば、お答えください。参照している資料がない場合は、「ない」とお書きください。

ア 用字用語例

○国語に関する内閣告示・訓令

- 常用漢字表（平成22年内閣告示）
- 公用文における漢字使用等について（平成22年内閣訓令）
- 現代仮名遣い（昭和61年内閣告示・訓令）
- 送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示・訓令）
- 外来語の表記（平成3年内閣告示・訓令）

○公用文に関する通知

- 公用文作成の要領（昭和27年内閣官房長官依命通知）

○法令に関する通知

- 法令における漢字使用等について（平成22年11月30日内閣法制局通知）
- 法令データ提供システム（総務省 e-Gov）

○各府省の文書事務手引

- △△省文書事務手引

○他の地方公共団体の文書事務手引

- △△県文書事務手引
- △△市文書事務手引

○各種一般刊行物

- 文化庁 新訂公用文の書き表し方の基準(資料集) (第一法規)
- 最新公用文用字用語例集 (ぎょうせい)
- 公用文用字用語の要点 (新日本法規出版)
- 公用文用字用語辞典 (新日本法規出版)
- 常用漢字表による公用文作成の手引 (第一法規)
- 新自治用語辞典 (ぎょうせい)
- 用字用語新表記辞典 (第一法規)

イ 送り仮名用例集

○国語に関する内閣告示・訓令

- 常用漢字表（平成22年内閣告示）
- 公用文における漢字使用等について（平成22年内閣訓令）
- 現代仮名遣い（昭和61年内閣告示・訓令）
- 送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示・訓令）

○公用文に関する通知

- 公用文作成の要領（昭和27年内閣官房長官依命通知）

○法令に関する通知

- 法令における漢字使用等について（平成22年11月30日内閣法制局通知）
- 法令データ提供システム（総務省 e-Gov）

○各府省の文書事務手引

- 公文書の書式と文例（公用文送り仮名用例集）（文部科学省）
- △△省文書事務手引

○他の地方公共団体の文書事務手引

- △△県文書事務手引
- △△市文書事務手引

○各種一般刊行物

文化庁 新訂公用文の書き表し方の基準(資料集) (第一法規)
 最新公用文用字用語例集(ぎょうせい)
 公用文用字用語の要点(新日本法規出版)
 公用文用字用語辞典(新日本法規出版)
 分かりやすい公用文の書き方(ぎょうせい)
 常用漢字表による公用文作成の手引(第一法規)

ウ 同訓語の書き分け例

- 国語に関する内閣告示・訓令
 - 常用漢字表(平成22年内閣告示)
 - 公用文における漢字使用等について(平成22年内閣訓令)
- 法令に関する通知
 - 法令における漢字使用等について(平成22年11月30日内閣法制局通知)
- 各府省の文書事務手引
 - 公文書の書式と文例(公用文送り仮名用例集)(文部科学省)
 - △△省文書事務手引
- 他の地方公共団体の文書事務手引
 - △△県文書事務手引
 - △△市文書事務手引
- 各種一般刊行物
 - 文化庁 新訂公用文の書き表し方の基準(資料集) (第一法規)
 - 最新公用文用字用語例集(ぎょうせい)
 - 公用文用字用語の要点(新日本法規出版)
 - 公用文用字用語辞典(新日本法規出版)
 - 分かりやすい公用文の書き方(ぎょうせい)
 - 常用漢字表による公用文作成の手引(第一法規)

エ その他

国立国語研究所 外来語言い換え手引き(ぎょうせい)

問4 現在、一部に、公用文の分かりにくさを指摘する声がありますが、分かりやすい公用文を作成するために、「公用文作成の要領」のような、公用文作成上の指針のようなものは必要だと思いますか。

	(ア) 必要だと思う	(イ) どちらかと言えば、必要だと思う	(ウ) どちらかと言えば、必要だと思わない	(エ) 必要だと思わない
各府省(23)	14(60.9%)	8(34.8%)	0(—)	1(4.3%)
都道府県・政令市(67)	52(77.6%)	14(20.9%)	1(1.5%)	0(—)
その他の市区町村(95)	66(69.5%)	26(27.4%)	3(3.2%)	0(—)
合計(185)	132(71.4%)	48(25.9%)	4(2.2%)	1(0.5%)

問5 「公用文作成の要領」は、「公用文を、感じのよく意味のとおりやすいものとするとともに、執務能率の増進をはかるため、その用語用字・文体・書き方など」について改善を加えるべき点をまとめたものです。日常業務として公用文を作成するときに、「意味のとおりやすい文章」すなわち「分かりやすい文章」が大切であると意識していますか。

	(ア) 常に意識している	(イ) かなり意識している	(ウ) 余り意識していない	(エ) 全く意識していない
各府省(23)	19(82.6%)	4(17.4%)	0(—)	0(—)
都道府県・政令市(67)	53(79.1%)	14(20.9%)	0(—)	0(—)
その他の市区町村(95)	66(69.5%)	27(28.4%)	2(2.1%)	0(—)
合計(185)	138(74.6%)	45(24.3%)	2(1.1%)	0(—)

II 「公用文作成の要領」の見直しについて

問6 昭和26年10月30日に国語審議会が「公用文作成の要領」を当時の内閣総理大臣・文部大臣に建議してから既に60年以上経過しています。昭和56年10月の常用漢字表制定時には、「当用漢字表」を「常用漢字表」に読み替えるなど必要な読替えや省略の措置を講じていますが、記述の基本的な部分は当時のままです。そこで、現行の「公用文作成の要領」を見直して、「分かりやすい公用文」を作成するための新たな指針を作成したらどうかという意見が文化審議会国語分科会では出されています。この「公用文作成の要領」の見直しについて、どう思いますか。以下から、一つお選びください。

	(ア) 見直す必要があると思う	(イ) できれば見直した方がいいと思う	(ウ) 見直す必要は余りないと思う	(エ) 見直す必要は全くないと思う
各府省(23)	10(43.5%)	12(52.2%)	1(4.3%)	0(—)
都道府県・政令市(67)	34(50.7%)	29(43.3%)	4(6.0%)	0(—)
その他の市区町村(95)	46(48.4%)	46(48.4%)	3(3.2%)	0(—)
合計(185)	90(48.6%)	87(47.0%)	8(4.3%)	0(—)

付問1 「(ア) 見直す必要があると思う」「(イ) できれば見直した方がいいと思う」(合計177)と答えた人に

「公用文作成の要領」の中には、次のような記述が見られます。このような実態と合わない記述があることも踏まえ、今後、「公用文作成の要領」をどのように見直していくのが望ましいと思いますか。

タイプライタの活用を期するため、タイプライタに使用する漢字は、常用漢字表のうちから選んださらに少数の常時必要なものに限り、それ以上の漢字を文字盤から取り除くことなどに努める。ぜひとも文字盤にない漢字を使用する必要がある場合には、手書きする。

	(ア) 現行の「公用文作成の要領」の形式・内容などにこだわることなく、現在の実態に合うように全面的に見直すべきである	(イ) 現行の「公用文作成の要領」の形式・内容などにこだわることはないが、現在の実態に合わない部分だけを見直すべきである	(ウ) 現行の「公用文作成の要領」の形式・内容などは踏襲しつつ、現在の実態に合うように全面的に見直すべきである	(エ) 現行の「公用文作成の要領」の形式・内容などは踏襲しつつ、現在の実態に合わない部分だけを見直すべきである
各府省(22)	13(59.1%)	4(18.2%)	2(9.1%)	3(13.6%)
都道府県・政令市(63)	37(58.7%)	12(19.0%)	8(12.7%)	4(6.3%)
その他の市区町村(92)	48(52.2%)	17(18.5%)	21(22.8%)	6(6.5%)
合計(177)	98(55.4%)	33(18.6%)	31(17.5%)	13(7.3%)

※ 回答した都道府県・政令市(63)のうち、選択肢以外の回答が2件(「具体的イメージなし」1件、「いずれもあり得る」1件)あった。そのため、都道府県・政令市(63)と合計(177)については、(ア)～(エ)の和がそれぞれ61、175となっている。ただし、括弧内の百分率については、いずれも回答の総件数(63と177)を分母として計算してある。

付問2 「(ア) 見直す必要があると思う」「(イ) できれば見直した方がいいと思う」(合計177)と答えた人に)

現行の「公用文作成の要領」を見直す場合に、「句読法(=句読点の使い方)」や「異字同訓の漢字の使い分け」などを新たに入れてどうかという意見が文化審議会国語分科会で出されています。また、現行の要領にある「法令の用語用字について」は外した方がよいのではないかという意見も出されています。このことについては、どのようにすべきだと思いますか。以下から、一つお選びください。

	(ア) 句読法などは新たに入れ、法令の用語用字も外すべきでない	(イ) 句読法などは新たに入れ、法令の用語用字は外すべきである	(ウ) 句読法などは入れる必要がないが、法令の用語用字は外すべきでない	(エ) 句読法などは入れる必要がなく、法令の用語用字も外すべきである
各府省(22)	14(63.6%)	5(22.7%)	2(9.1%)	1(4.5%)
都道府県・政令市(63)	48(76.2%)	9(14.3%)	3(4.8%)	1(1.6%)
その他の市区町村(92)	79(85.9%)	11(12.0%)	1(1.1%)	1(1.1%)
合計(177)	141(79.7%)	25(14.1%)	6(3.4%)	3(1.7%)

※ 回答した都道府県・政令市(63)のうち、選択肢以外の回答が2件(「具体的イメージなし」1件、「該当なし」1件)あった。そのため、都道府県・政令市(63)と合計(177)については、(ア)～(エ)の和がそれぞれ61、175となっている。ただし、括弧内の百分率については、いずれも回答の総件数(63と177)を分母として計算してある。

問7 「公用文作成の要領」においては、「句読点は、横書きでは「、」および「。」を用いる。事物を列挙するときには「・」(なかてん)を用いることができる。」と記されています。公用文を作成する場合、横書きの句読点については、どのようにしていますか。以下から、一つお選びください。

	(ア)「、」「。」で統一している	(イ)「、」「。」で統一している	(ウ)「、」「。」で統一している	(エ)「、」「。」か「、」「。」か文書ごとに任意で統一している	(オ) その他
各府省(23)	4(17.4%)	14(60.9%)	0(—)	4(17.4%)	1(4.3%)
都道府県・政令市(67)	7(10.4%)	47(70.1%)	0(—)	11(16.4%)	2(3.0%)
その他の市区町村(95)	6(6.3%)	84(88.4%)	0(—)	3(3.2%)	2(2.1%)
合計(185)	17(9.2%)	145(78.4%)	0(—)	18(9.7%)	5(2.7%)

問8 公用文の作成に関連して何か困っていることがあれば、自由にお書きください。その他、公用文の作成に関連して何かあれば、自由にお書きください。 →次のページへ

問8（自由記述）の一覧

※ 表記等は、原則として回答どおりにしてある。

各府省庁等

- 公用文の作成については、複数の規程が重複して定められているので、統一化された指針をお示しいただきたい。
- 簡単な小冊子などがあれば、事務の参考とするとともに、庁内へ周知を図りたい。
- 現在各課において作成されている議事録を見ていると、「一つ」や「1つ」といった漢数字と算用数字の交ぜ書きが見られることも多く、どちらで統一した方がよいか分からない部分もあり困っている。また、当省においては公文書の書式と文例を作成しているもので、それを基に公文書を作成することとなっているが、公文書の書式と文例を参照せずに議事録を作成しているところも見受けられるので、改善する必要があるのではないかと考えている。
- 「公用文作成の要領」が制定された当時と異なり、各省において公文書の作成に係る蓄積が既にあること、及び法令等は内閣法制局の審査を受けることから、「公用文作成の要領」の大半は既に役割を終えており、廃止するべきと考える。ただし、「第3 書き方について」の5の注4の項目の細別は、他に同様の事項を規定しているのがないと思われ、有意であるので、このように、文書の形式に関するものは整理して残しても良いと思う。
- 「公用文における漢字使用等について」には、複合の語の送り仮名の省略について、2(1)に「次のとおりとする」として限定的に列挙されており、今回の改定において「問合せ」が追加されましたが、2(2)には、(1)にかかわらず、読み間違えるおそれのない場合は、送り仮名を省くことができるとあります。実際に次のような複合の語は送り仮名を省略して用いられていることもよく見受けられるので、これらの語を公用文において表記のぶれが生じないように用いることに難しさを感じる場合があります。「預け入れ ↔ 預入れ」「架け替え ↔ 架替え」「付け替え ↔ 付替え」「引き抜き ↔ 引抜き」
- 同音の漢字による書きかえの例は「法令における漢字使用等について」の(6)に示されていますが、昭和31年に国語審議会から報告があった「同音の漢字による書きかえ」はこれを専ら示したものとなっていて、「拔萃→抜粋」など、現状でも通用すると思われるこの中のみで示された表記も幾つかある一方、同じくこの中のみで示されていた「按分→案分」は「法令における漢字使用等について」において「按」に振り仮名を振る語の使用が示されており、同報告に示された語の扱いがどのようになっているのか戸惑うことがあります。
- 公用文の作成に関する通知は、常用漢字表、公用文における漢字使用等、送り仮名の付け方、現代仮名遣いなど複数あって、分かりづらい。公務に携わる者が何を参照すればよいか分かりやすいようにしてほしい。

都道府県及び政令指定都市

- 送り仮名の通則を全面的に見直し、なるべく簡素化・統一を図ることが望ましい。
- 当時の記録が残っていないため、詳細は不明ですが、文書作成の実務を本県で作成する際に、公用文作成の要領を参考にしたものと思われます。
- 定期的な見直しを行う仕組みづくり。例えば、情報技術の分野等で用いられる外来語に見られるように、時代の変化とともに新たな言葉が使用されるが、用語・用字を始めとして公用文の書き方について参照すべき資料が、このような変化に対し、適時に対応が図られているとは言い難い状況にあると考えている。当方においても、公用文作成の要領を独自に作成しているが、公文の書き方、特に、用語・用字については、地域により異なることは適当ではないと考えている。このため、公用文の作成要領、とりわけ用語・用字等に関しては、国において定期的に見直す仕組みが必要であると考えている。

- 本アンケートにもあるように、「分かりやすい文章」の作成が基本であるにもかかわらず、時として要領等が「ねばならない」という側面を強く持つことがある。(上記の「,」「。」の議論も同じ) 執務能率上、標準(例)なりは必要であると感じるが、分かりやすいかは相手や時代によって変わるものだと思うので、柔軟なものとして示していただきたい。
- 当県では平成7年3月に「文書事務の手引」を改訂して以来見直しを行っていない。職員が文書事務を適切に処理していくためには、古くなった内容を見直す必要があると考えている。見直しを行う際の参考としたいので、「公用文作成の要領」を現在の実態に合うように全面的に見直ししていただきたい。
- 当県では、透明性の高い行政運営を実現するため、県政に対する県民の理解を促進することを目的に、効果的で分かりやすい情報提供を行うための「分かりやすい文書づくり」運動を実施している。
- 当県では、昭和33年に県としての「公用文の作成要領」を定めたとの記録が残っており、その後、随時見直しを行っています。本県の「公用文の作成要領」においては、国の「公用文作成の要領」では、現在省略されている「および」「ならびに」等の仮名書きを規定しており、条例においても、これらの接続詞の仮名書きを実施しています。現在、本県において、これらの接続詞の仮名書きが定着しているのは、法規文も一般の公用文も同じ表記としたためであると考えられます。なお、国においては、法令では、従来からこれらの接続詞は漢字が用いられており、一般の公用文の場合のみ仮名書きとすることは、定着しなかったものと考えられます。このように、一般の公用文と法令で、異なる取扱いをすると、「公用文作成の要領」の見直し内容が徹底できない可能性もあると思われます。
- 「公用文作成の要領」は、内容が現在の実態に合っていない部分が多いため、あまり参照していないが、内容の見直しがあれば、今後、是非活用したい。
- 国の作成しているいくつかの資料の間で表記の揺れが見受けられます。例えば、「このたび」という語を使用するに当たり、「常用漢字表」の例には「この度」とありますが、「文部科学省用字用語例」の備考によると「このたび」とされています。このような資料間の表記の揺れをなくしていただくことが必要であると考えますが、どうしても表記について揺れが生じるのであれば、その場合の公用文での取扱いについて、指針を作成していただきたい。
- 漢字の字体については、公用文作成の際に使用する情報機器によって異なる場合があるため、同じ組織が作成する文書においても、字体の統一を図ることが容易でない。
- 文書主管課である当課では、公用文の作成や用字・用語の指導に当たり、「最新公用文用字用語例集(株式会社ぎょうせい発行)」を参考にしておりますが、国の機関において、最新の「用字用語例集」や「送り仮名用例集」等を作成していただき、ホームページ等で公表していただけると、指導する上で効率化が図れると考えます。
- すべての人(高齢者、障がいのある人、外国人、子供など)に配慮したユニバーサルデザインを採用した取組を行うべきではないかと思えます。
- 民間の出版社からも出ているが、関連する内閣告示や通達などを取り込み、体系的にまとめた公用文作成の手引にしていただきたい。
- カタカナ用語、略語がはん濫している中、それらの使用について参考となるものがあれば、ご教示ください。
- 適正な公用文の作成を徹底するため、研修等を通じて庁内に注意喚起をしていますが、特に用字用語については、統一的に用いられていない例が散見されます。公用文の作成等に係る指導を効率的に行うために、参考となる事例等があれば、御教示いただきたく思います。

その他の市区町村

- 外来語に関して、言い換えの必要性が指摘されて久しいが、行政の分野においては、政府や国の各省庁等が率先して公文書にカタカナ語を氾濫させているように感じます。野田総理大臣の自民党総裁に対する「リスペクト云々」という発言が報じられていましたが、高齢者の方々に理解してもらうことを前提とした発言なのか、「リスペクト」以外に適切な言葉になったのか、非常に疑問です。また、各省庁についても、県・市町村に向けた情報の発信が主で、直接国民・住民に理解してもらうという意識は薄いのかもしませんが、幅広い年齢の国民から理解してもらえるような配慮が、行政に求められているのではないかと思います。
- 住民への配布物については常に分かりやすい文章となるよう心掛けている。
- 1. いわゆる「役所ことば」を避け、分かりやすい表現に改めるように指導しているが、若い職員までも「～に資する」や、「～方よろしく」といった表記を使っていることがある。 2. 広報の記事等において、カタカナを多用し過ぎて、高齢者から「おしかり」を受けたことがあった。カタカナについて年齢による理解度の違い等もあり、言い換えや、説明を付けるなどの工夫をするように注意しているが、若手職員との感覚の差を感じる。
- ・ 公用文の作成について、新しい情報などがあれば、その都度教えていただきたい。
・ 本アンケートの集計結果を、回答者に対して御報告いただきたい。
- PCによる事務の普及により、様々な文章表現が可能となったことに伴い、次の3点の公用文上のルールについて御検討いただければと思います。 ・「・」（なかつん）による箇条書 ・「①、②…」による箇条書 ・「○」、「◎」その他の記号による箇条書
- 本市では、平成2年3月に「文書法制事務の手引」改定新版が出されて以来、改定できていない。現在、文書の收受・起案等については、システム化されており、その使用についても、改善の必要を感じている。文書取扱規程・手引・システムの整合性をとることが課題です。
- 公用文の担当になりましてから、私が不勉強な点が多々ありますが、市役所で作成する文書に誤りが多く、各部署及び担当者によって書き方が統一されていません。つきましては、公用文作成にかかわる指針等の周知をして頂けましたら幸いです。
- お役所言葉の見直し例はありますが、依然として堅苦しい表現もあります。文書の品位を下げることなく、分かりやすい表現例があればよいと思います。
- 使える、使いやすい要領にしてもらいたい。広報誌や新聞の基準としているハンドブックなどを作成することがよいと思う。
- 公的な契約書、覚書などの要領もあると助かります。
- このアンケートによりこのような要領があることを初めて知った。しかし、中味は随分古く感じ、現在には合わない部分も多くあると思う。公用文はできるだけ統一する必要があると思うので、是非とも現在の実態に即したものの作成を望みます。

「公用文の作成に関するアンケート」調査対象について

- 都道府県及び政令指定都市については、全て調査対象とした。
- 政令指定都市を除いた市区町村については、特定の都道府県に集中しないように、都道府県ごとに1市・1町村を調査対象として選定した（東京都のみ1区・1市・1町村）。
- なお、選定するに当たり、①地区ブロック（北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄）ごとに「中核市」「特例市」をそれぞれ含むこと、②特定の人口規模の市区町村に集中しないこと、に配慮した。

「公用文の作成に関するアンケート」調査対象一覧

ブロック	都道府県	大都市		20万以上		20万未満	郡部	
		政令市	都区部	中核市	特例市	市	町	村
北海道・東北	北海道	札幌市		旭川市			平取町	
	青森県					弘前市	深浦町	
	岩手県					花巻市	平泉町	
	宮城県	仙台市				栗原市	蔵王町	
	秋田県					横手市		大潟村
	山形県				山形市		飯豊町	
	福島県					会津若松市	棚倉町	
関東東	茨城県					笠間市	利根町	
	栃木県			宇都宮市			益子町	
	群馬県					富岡市		片品村
	埼玉県	さいたま市				秩父市	嵐山町	
	千葉県	千葉市		松戸市*			九十九里町	
	東京都		杉並区			多摩市	八丈町	
	神奈川県	横浜市 川崎市 相模原市			小田原市#		葉山町	
中部	新潟県	新潟市				柏崎市	津南町	
	富山県					高岡市	立山町	
	石川県			金沢市			能登町	
	福井県					鯖江市	永平寺町	
	山梨県					甲州市		忍野村
	長野県					塩尻市	軽井沢町	
	岐阜県					各務原市		白川村
	静岡県	静岡市				熱海市	松崎町	

		浜松市						
	愛知県	名古屋市				碧南市	幸田町	
	三重県				四日市市		多気町	
近畿	滋賀県					彦根市	日野町	
	京都府	京都市				宇治市	京丹波町	
	大阪府	大阪市 堺市			茨木市			千早赤阪村
	兵庫県	神戸市				伊丹市	佐用町	
	奈良県					天理市		明日香村
	和歌山県			和歌山市			高野町	
中国 ・ 四国	鳥取県				鳥取市#		智頭町	
	島根県					出雲市	海士町	
	岡山県	岡山市		倉敷市			矢掛町	
	広島県	広島市				尾道市	大崎上島町	
	山口県			下関市			上関町	
	徳島県					鳴門市	つるぎ町	
	香川県					丸亀市	琴平町	
	愛媛県					西条市	内子町	
	高知県					香南市		馬路村
九州 ・ 沖縄	福岡県	福岡市 北九州市		久留米市			宇美町	
	佐賀県					唐津市	有田町	
	長崎県				佐世保市		波佐見町	
	熊本県	熊本市				天草市	小国町	
	大分県					臼杵市	玖珠町	
	宮崎県					都城市	高千穂町	
	鹿児島県					伊佐市		宇検村
	沖縄県					沖縄市	本部町	
政令指定都市を除く 全選定地数に対する割合				15.8% (15/95)	34.7% (33/95)	41.1% (39/95)	7.4% (7/95)	
政令指定都市を除く 全市区町村数に対する割合				6.4% (110/1722)	39.5% (680/1722)	43.4% (748/1722)	10.7% (184/1722)	

* 松戸市は、中核市ではないが、人口が約48万人である。

小田原市と鳥取市は、現在、両市とも人口が約19万人である。